

SUNNEXTA GROUP

NEXT DREAM

NEXT STANDARD

第25期定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2023年9月26日(火曜日)
午前10時 (受付9時30分開始)

開催場所

東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷(東館) 3階 瑠璃の間

目次

第25期定時株主総会招集ご通知……………	4	連結計算書類等……………	38
株主総会参考書類……………	8	監査報告……………	42
事業報告……………	21		



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第25期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び事業の概要につきご説明申し上げますので、ご高覧くださいようお願い申し上げます。

サンネクスタグループ株式会社
代表取締役社長

高木 章

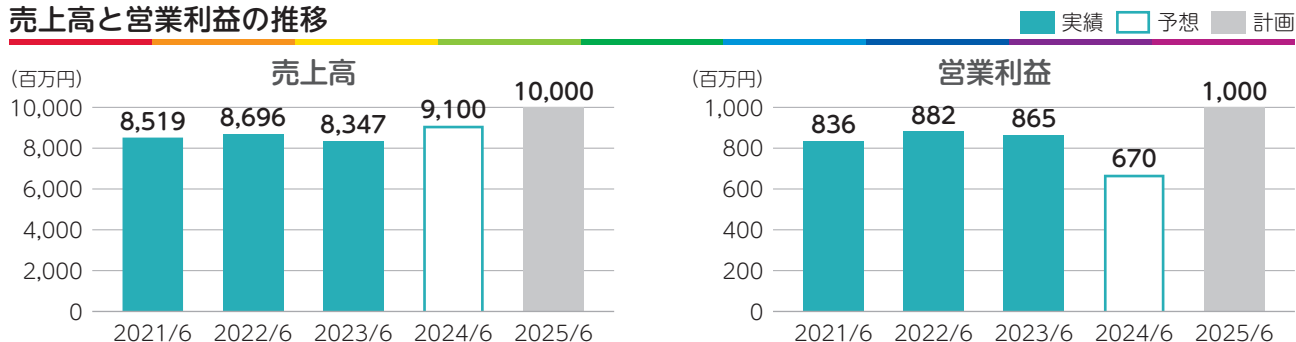
(ご参考)業績ハイライト

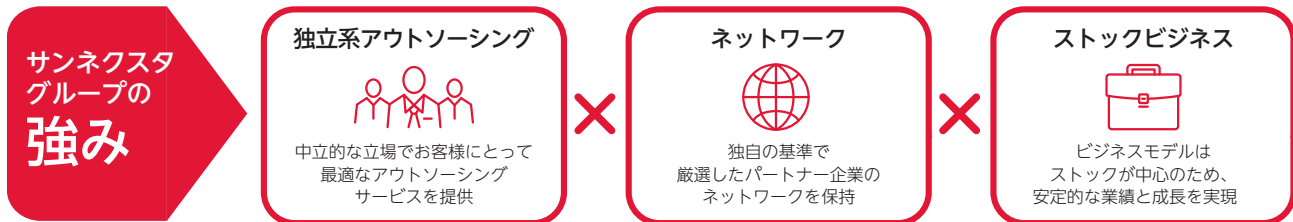
2023年6月期の業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	ROE
8,347百万円	865百万円	904百万円	486百万円	6.6%
前期比 4.0%減	前期比 2.0%減	前期比 3.1%減	前期比 75.4%減	前期比 △17.9ポイント

(注) 前期 (2022年6月期) の親会社株主に帰属する当期純利益及びROEには、投資有価証券売却に伴う利益約1,250百万円 (税引後) 等が含まれています。

売上高と営業利益の推移





私たちはアウトソーシングの専門会社であり、不動産仲介業やマンション分譲などの機能をあえて持たないビジネスモデルにより、「お客様目線」での問題解決をおこなう独立系会社です。

良質なサービスを提供するために、当社独自の基準で厳選したパートナー企業の協力を得ながら、集団の力で、お客様を全力でサポートしています。

社宅マネジメント事業



マンションマネジメント事業



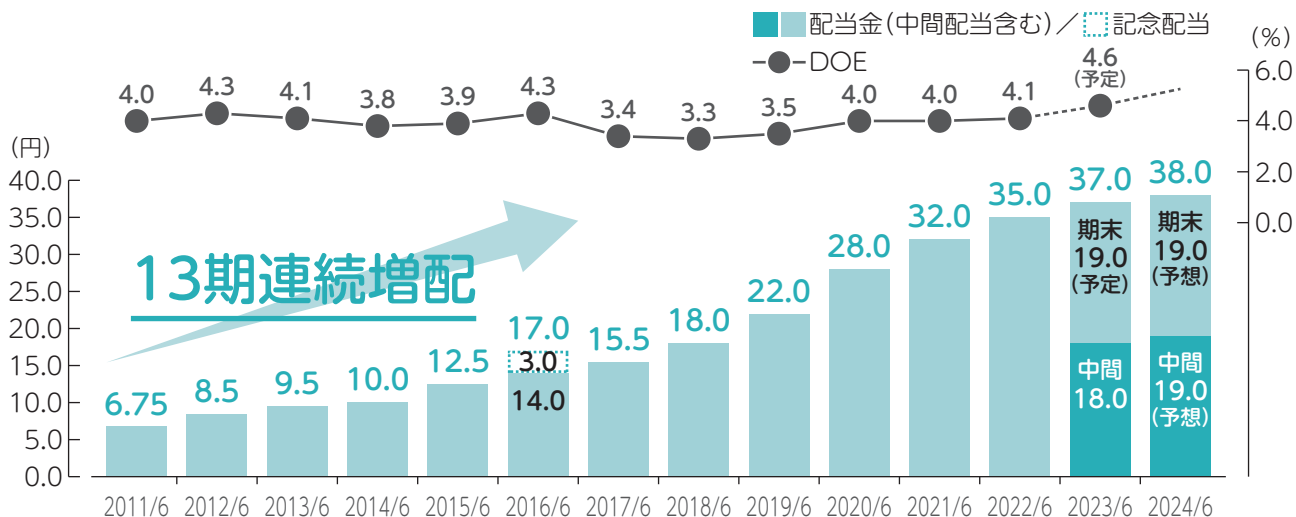
インキュベーション事業



株主還元

▶ 配当情報(13期連続増配を予想)

当社は、安定した業績をベースに、今後も継続的な安定配当を目指してまいります。



▶ 株主優待情報

当社は株主の皆様にご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの方々に長期にわたり当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を導入しています。

優待品



優待対象基準

保有株式数	継続保有期間	優待内容
100株 (1単元) 以上 200株 (2単元) 未満	1年以上	フオ・カード 1,000円分
200株 (2単元) 以上	1年以上	フオ・カード 2,000円分

6月30日現在の当社株主名簿に継続保有期間1年以上で記載または記録された100株以上保有の株主様を対象としております。

なお、継続保有期間1年以上とは、同一株主番号で6月末日及び12月末日の株主名簿に各保有株式区分以上の株式を保有していることが連続して3回以上記載または記録されていることといたします。

株主の皆様

証券コード 8945

2023年9月4日

東京都新宿区笹笥町35番地

サンネクスタグループ株式会社

代表取締役社長 **高木 章**

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

◆当社ウェブサイト

<https://www.sunnexta.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

◆東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンネクスタグループ」又は「コード」に当社証券コード「8945」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（6～7頁）にしたがって、**2023年9月25日（月曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年9月26日（火曜日）午前10時（受付午前9時30分開始）
2 場 所	東京都新宿区市谷本村町4番1号 ホテルグランドヒル市ヶ谷（東館）3階 瑠璃の間 (末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項 1. 第25期（2022年7月1日から2023年6月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第25期（2022年7月1日から2023年6月30日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 第3号議案 当社執行役員及び当社子会社の取締役に對しストックオプションとして新株予約権を發行する件 第4号議案 当社及び当社子会社の従業員に對しストックオプションとして新株予約権を發行する件</p>
4 招集にあたっての決定事項	6～7頁【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求された株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて、その旨、修正内容を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年9月25日（月曜日）午後5時30分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年9月25日（月曜日）午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2023年9月26日（火曜日）午前10時

場所 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷（東館）3階 瑠璃の間
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

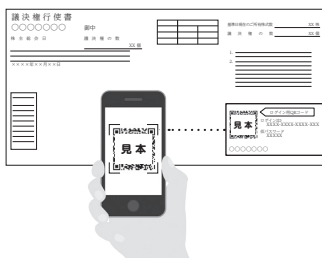
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして認識しております。

そのうえで、安定的かつ継続的な配当を行うことを中長期的な基本方針としながら、今後の事業展開等を勘案して決定することとしております。

上記方針に基づき、第25期の期末配当につきましては、内部留保の累積状況や業績の推移を勘案し、以下のとおり、1株につき19円といたしたいと存じます。

なお、本年3月に中間配当として1株につき18円をお支払いしておりますので、中間配当を含めた年間の配当は、前期より2円増配の1株につき37円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 金 19円 配当総額 173,224,216円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年9月27日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況
1	再任	たか き 高木 章	代表取締役社長	13/13回
2	再任	なが やま 長山 宏	社外取締役	13/13回
3	再任	かめ かわ 亀川 雅人	社外取締役	13/13回

候補者
番号

1



再任

たかき
高木

あきら
章

(1973年8月28日生)

所有する当社の株式数……88,839株
取締役在任年数……………14年
(本総会終結時)
取締役会出席状況……………13/13回

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2001年1月	当社入社	2018年8月	クラシテ株代表取締役社長(現任)
2007年7月	当社マーケティンググループ ゼネラルマネージャー	2018年8月	クラシテ不動産㈱取締役
2008年7月	当社マーケティンググループ長	2018年9月	当社取締役関連事業管掌
2009年9月	当社取締役マーケティンググループ長	2018年9月	当社常務取締役関連事業管掌
2016年4月	当社取締役事業開発部門統括兼 マーケティング担当及び人事担当	2019年3月	サンネクスタリーシング㈱ 代表取締役社長
2016年9月	クラシテ㈱取締役	2019年9月	当社代表取締役社長(現任)
2016年9月	当社取締役人事担当兼関連事業担当	2020年7月	日本宅サービス㈱代表取締役社長 (現任)
2017年7月	㈱スリーS代表取締役社長	2021年9月	㈱スリーS取締役(現任)

取締役候補者とした理由等

高木章氏は、2001年入社以来、マーケティングを中心に営業部門に携わる等、事業推進及び業務執行に適切な役割を果たし、2019年の代表取締役社長就任後は、当社の経営を主導する重責を担っております。同氏を取締役候補者とした理由は、経営全般における豊富な経験と実績から、引き続き当社の経営を牽引し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2



再任

社外
ながやま
長山

独立

ひろし
宏

(1956年7月9日生)

所有する当社の株式数……5,739株
取締役在任年数……………9年
(本総会終結時)
取締役会出席状況……………13/13回

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1980年4月	阪和興業㈱入社	2009年9月	同社代表取締役(現任)
1991年2月	三優監査法人入所	2010年9月	当社社外監査役
1997年2月	三優ビーディーオーコンサルティ ング㈱(現㈱カクシン) 取締役	2014年9月	当社社外取締役(現任)
2003年6月	同社代表取締役	2016年4月	法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 特任講師(現任)
2008年11月	同社取締役		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長山宏氏は、㈱カクシンの代表取締役及び法政大学専門職大学院の特任講師を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者及び公認会計士としての豊富な専門知識と経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって9年であり、また社外監査役としても過去4年間務めております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

3

社外

独立

かめかわ
亀川

まさ
と
雅人

(1954年11月19日生)

所有する当社の株式数……………1,640株
取締役在任年数……………3年
(本總會終結時)
取締役会出席状況……………13/13回



再任

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1985年 4月	東京交通短期大学助教授	2015年 4月	ビジネススクリエーター研究会設立顧問(現任)
1989年 4月	獨協大学経済学部助教授	2018年 6月	日本マネジメント学会会長
1995年 3月	立教大学博士(経営学)取得	2018年 7月	学校法人立教学院理事(現任)
1995年 4月	立教大学経済学部経営学科教授	2018年 7月	経営行動研究会副会長
2002年 4月	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科創設 教授	2020年 4月	立教大学名誉教授(現任)
2002年 4月	学校法人豊昭学園理事(現任)	2020年 4月	文京学院大学副学長 経営学研究科特任教授(現任)
2010年 4月	日本ディスクロージャー研究会副会長	2020年 9月	当社社外取締役(現任)
2014年 6月	日本経営分析学会副会長	2023年 7月	日本財務管理学会副会長(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

亀川雅人氏は、立教学院の理事及び文京学院大学の副学長を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる資本コストに関する研究や株主価値の研究等に携わり、幅広い知識と見識を当社取締役会に反映させるとともに、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たすものと考え選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主總會終結の時をもって3年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、サンネクスタグループ役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 当社は長山宏氏、亀川雅人氏の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としており、両氏の取締役への再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 長山宏氏、亀川雅人氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は、長山宏氏、亀川雅人氏の両氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております

<ご参考>当社の独立役員の「独立性」に関する判断基準

下記項目に該当する場合には、独立性があるとはしない。

- 1.当社若しくは当社の親会社、子会社又は兄弟会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者
当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の社員若しくは最近10年間に於いて、そうであった者
- 2.当社グループを主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社グループの主要な取引先、若しくはその業務執行者
(1)当社グループを主要な取引先とする者(その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者。)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の社員若しくは最近5事業年度のいずれかにおいて、そうであった者
(2)当社グループの主要な取引先である者(当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人若しくは最近5事業年度のいずれかにおいて、そうであった者
(3)当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者(その者からの総借入金残高が当社の連結総資産の2%以上となる者。)又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人若しくは最近5年間に於いて、そうであった者
(4)日本社宅ネットに参加している先、その業務執行取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、支配人、その他の社員、若しくは最近5年間に於いて、そうであった者
- 3.当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
(1)当社グループから役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士として年額100万円以上の金銭その他の財産を得る予定がある者、若しくは過去5年間に受けていた者
(2)前(1)が法人、組合等の団体の場合である場合には、当該団体に所属している者、若しくは所属していた者
- 4.当該会社の主要株主
当社の現在の主要株主(共同保有者持分を含めた議決権所有割合5%以上の株主をいう。)、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人若しくは最近5年間に於いて、そうであった者
- 5.近親者
上記1から4に該当する者の2親等以内の親族

<ご参考>当社の取締役のスキル・マトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

氏名	役職	社外	独立	スキル（見識及び経験等）				
				企業経営	当社グループ事業	新規事業・開発（投資）	財務・会計	監査・法務・コンプライアンス・リスク管理
高木 章	代表取締役社長			●	●	●		
長山 宏	取締役	●	●	●			●	
亀川 雅人	取締役	●	●			●	●	
阿部 嘉彦	取締役 常勤監査等委員	●	●	●		●		●
笹本 憲一	取締役 監査等委員	●	●	●		●	●	●
山口 純子	取締役 監査等委員	●	●					●

当社執行役員及び当社子会社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を当社及び当社子会社の役職員の報酬に反映することで、株主の皆様と利益及び不利益を一致させることができます。これにより、当社及び当社子会社の役職員に対し、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることができ、企業価値及び株主価値の向上に資すると考えています。

このように、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上を図ることを目的に、当社執行役員及び当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の割当対象者及びその人数

- (1) 割当対象者：当社執行役員及び当社子会社の取締役
- (2) その総数：8名（上限）

3. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の総数

200個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を上限とする。

ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 権利行使期間

割当日の翌日から30年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①②③④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは、当該株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- ② 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- ③ その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ④ 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という）に限り、本新株予約権者が死亡した日の1年以内に権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において

残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（6）に定める内容に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) その他
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

当社及び当社子会社の従業員に対しストックオプションとして 新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社従業員及び当社子会社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにより、当社従業員及び当社子会社の従業員の経営参画意識の向上並びに業績及び企業価値向上への貢献意欲を高め、当社がさらに優秀な人材を確保することを目的とするものであります。

2. 新株予約権の割当対象者及びその人数

- (1) 割当対象者：当社従業員及び当社子会社の従業員
- (2) その総数：500名（上限）

3. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の総数

2,500個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式250,000株を上限とする。

ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、次により決定される1株当たりの払込金額に(1)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）とする。

ただし、当社が、当社普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 権利行使期間

新株予約権の割当日の属する月の翌月の初日から2年を経過した日より起算して2年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①②③④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。
- ③ 本新株予約権者は、以下の各号に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - (ア) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - (イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為、その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- ④ その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - ⑤ 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（6）に定める内容に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- (12) その他
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以 上

事業報告 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和により、正常化に向けた動きが見られ、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料価格やエネルギー価格の高騰に加え、世界的な金融引締めによる金利上昇など、今後の景気の見通しには引き続き注視が必要な状況にあります。

当社グループを取り巻く環境においては、近年、新型コロナウイルス感染症の影響から新規顧客開拓の停滞や修繕工事の延期・先送りが発生しておりましたが、企業や管理組合からの引き合い数の増加や修繕工事案件の増加など感染拡大前の水準に戻りつつあります。

また、少子高齢化の進行や働き方の多様化の拡大による人手不足の深刻化により、企業によるアウトソーシングの需要は引き続き高い状況にあります。マンション管理市場においては、竣工戸数は微減傾向で推移しているものの、新築分譲マンションは毎年供給され続けており、マンションストック数の増加を背景に、堅調な伸びが続いております。

このような状況のもと、当社グループは、2023年6月期において、コロナ禍で停滞した新規受託の回復に注力するとともに、3年目となる中期経営計画「NEXT STANDARD 2025」を推進し、アウトソーシングの価値を最大化していくことへの挑戦を続けており、事業拡大と生産性向上への積極投資を継続しながら、アウトソーシング領域の拡大とオペレーションの変革をさらに推し進めました。

しかしながら、業績面では、前期に発生した委託解約の影響や2022年3月末をもって子会社1社が連結対象子会社から除外された影響が残り、減収減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高は83億47百万円（前期比4.0%減）、営業利益は8億65百万円（同2.0%減）、経常利益は9億4百万円（同3.1%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度において投資有価証券売却益が19億3百万円あったことに加え、投資有価証券評価損を1億28百万円計上したことから4億86百万円（同75.4%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

①社宅マネジメント事業

社宅マネジメント事業においては、経済活動の正常化に伴い、企業の社宅制度見直しの動きも活発化しており、また、周辺業務のさらなる外部委託化から社宅関連業務のアウトソーシングへの関心は高い状態を維持しております。

アウトソーシング領域の拡大に向けては、働き方改革に対応した人事・総務向けBPOサービスが順調に拡大し、新たな中堅企業向け社宅アウトソーシングサービス「しゃたくさんLite」の提供を開始しております。しかしながら、前期に発生した一部の顧客における解約や特定業務の内製化による影響が残り、新規受注によるストックの積み上げもコロナ禍以前の回復には至っておらず、また、新サービス開発やデジタル化への投資を積極的に推進したことから、売上高は40億65百万円（前期比3.0%減）、営業利益は12億78百万円（同9.0%減）となりました。

②マンションマネジメント事業

マンションマネジメント事業においては、新規受託における引き合い数が増加する中、管理戸数が順調に推移しております。また、小修繕工事に加え、計画修繕工事の完工や共同購買商品の販売による売上高も増加いたしました。一方で、前期において株式会社全日総管理が連結対象子会社から外れた影響もあり、売上高は38億48百万円（前期比6.1%減）となりました。利益面では、欠員が生じたことによる人件費の減少やのれんの償却額が減少した結果、営業利益は2億92百万円（同14.4%増）となりました。

③インキュベーション事業

インキュベーション事業においては、24時間対応のコールセンターサービスを中心に複数のサービスが増加したことから、売上高は4億33百万円（前期比6.6%増）、営業利益は16百万円（前期は3百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額（無形固定資産の取得を含む）は1億48百万円であります。その主な内容は、社宅マネジメント事業における顧客向け社宅管理システム（ソフトウェア仮勘定を含む）67百万円、社宅アウトソーシングシステムの構築によるソフトウェア仮勘定24百万円、賃貸用不動産の取得34百万円、インキュベーション事業における見守りセキュリティ端末リプレイス12百万円などによるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、アウトソーシングを通じて人の暮らしを豊かにする企業集団として、顧客の声に学び、発想力と創造力に加えてグループシナジーを結集することにより、次の時代の標準となるようなニーズを先取りした製品やサービスを提供し、唯一無二の企業集団への成長を目指してまいります。

当社グループでは以下の3点を企業集団共通の対処すべき課題と認識し、取り組んでおります。

- ① ストックビジネスをベースにした継続的かつ安定的な成長
- ② 情報通信技術（ICT）の活用によるサービスの変革と生産性の向上
- ③ グループシナジーの結集による新しい基盤事業の創出

株主の皆様には、今後とも、当社グループに格別のご理解と、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2020年6月期)	第23期 (2021年6月期)	第24期 (2022年6月期)	第25期 (当連結会計年度) (2023年6月期)
売 上 高 (千円)	8,626,489	8,519,101	8,696,650	8,347,243
営 業 利 益 (千円)	855,762	836,104	882,482	865,273
経 常 利 益 (千円)	902,968	906,239	932,986	904,188
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	561,762	535,347	1,976,141	486,079
1株当たり当期純利益 (円)	58.05	53.84	204.80	53.39
総 資 産 (千円)	10,361,431	12,975,464	10,625,151	10,072,226
純 資 産 (千円)	7,259,215	8,905,128	7,483,184	7,436,206
1株当たり純資産 (円)	732.07	877.41	811.82	798.94

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2020年6月期)	第23期 (2021年6月期)	第24期 (2022年6月期)	第25期 (当事業年度) (2023年6月期)
売上高又は営業収益 (千円)	4,480,349	859,129	1,429,457	1,423,510
営業利益 (千円)	841,597	100,513	639,203	681,337
経常利益 (千円)	881,843	154,088	683,278	723,681
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	590,848	△47,445	1,977,211	557,078
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	61.05	△4.77	204.91	61.19
総資産 (千円)	8,926,553	9,498,287	7,684,017	7,072,734
純資産 (千円)	6,755,611	7,818,731	6,397,857	6,421,878
1株当たり純資産 (円)	680.31	768.91	692.03	687.68

(注) 1. 2020年7月1日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、第23期より営業収益として子会社への経営指導料等を計上しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年6月30日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本社宅サービス株式会社	450,000千円	100.0%	社宅管理事務代行他
クラシテ株式会社	100,000千円	100.0%	マンション等施設管理、修繕工事他
クラシテ不動産株式会社	40,000千円	100.0%	賃貸管理仲介、売買仲介他
株式会社スリーS	58,500千円	100.0%	管理会社を支援するサービスの提供等

(7) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

<社宅マネジメント事業>

社宅マネジメント事業は、主に顧客企業に対して社宅・寮及び駐車場の社宅事務業務をアウトソーシング事業として行うものであります。具体的には顧客企業に対して借上社宅物件の紹介、契約・入居手続、家賃の支払い、退去時における原状回復費用のチェック等の社宅管理事務代行サービス、顧客企業の管理部門向けのコスト削減・業務効率化サービス、住宅制度コンサルテーションサービス等を提供しております。

<マンションマネジメント事業>

マンションマネジメント事業は、分譲マンションを中心とした施設管理を基盤に、そこから派生する修繕工事までのトータルマネジメントサービスを提供しております。

当事業は、管理組合との管理受託契約に基づく管理棟数及び管理戸数をベースとした管理収入に加え、そこから派生する修繕工事等の付帯サービスを取り込むことによって売上が増加いたします。

<インキュベーション事業>

インキュベーション事業は、住まいを管理する事業者に向けたサービスプラットフォームを提供しております。具体的には24時間対応のコールセンターサービス、防犯、防災、警備及び安全に関するシステム、設備、機器等のセキュアサポートサービス、保険代理店サービス等を提供しております。また、その他の新サービスの研究・開発を推進しております。

(8) 主要な事業所 (2023年6月30日現在)

① 当社

本社 東京都新宿区笹笥町35番地

② 子会社

日本社宅サービス株式会社

本社 東京都新宿区笹笥町35番地

第1オペレーションセンター 東京都新宿区

第2オペレーションセンター 北海道札幌市

SUNNEXTAアーカイブズ 東京都立川市

クラシテ株式会社

本社 東京都新宿区笹笥町35番地

事業所 東京 東京都新宿区

横浜 神奈川県横浜市

東関東 千葉県船橋市

沖縄 沖縄県那覇市

宇都宮 栃木県宇都宮市

土浦 茨城県土浦市

クラシテ不動産株式会社

本社 東京都新宿区笹笥町38番地

株式会社スリーS

本社 東京都新宿区笹笥町35番地

名古屋オフィス 愛知県名古屋市

(9) 従業員の状況 (2023年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
612 (355) 名	△21 (△21) 名

- (注)1. 従業員数は、就業人員数であり、()内の臨時従業員数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間平均人数を外数で記載していません。
2. 従業員数には、管理員等社員139名を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42 (7) 名	△2 (△1) 名	45.3 歳	8.8 年

- (注) 従業員数は、就業人員数であり、()内の臨時従業員数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間平均人数を外数で記載してあります。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2023年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,749,700株（自己株式 1,632,636株を含む）
- (3) 株主数 7,450名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ベネフィット・ワン	778,000株	8.54%
株式会社UH PARTNERS 2	776,700株	8.53%
光通信株式会社	749,600株	8.23%
笹 晃弘	664,100株	7.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	390,500株	4.29%
SUNNEXTAグループ従業員持株会	325,700株	3.58%
株式会社UH PARTNERS 3	235,700株	2.59%
永井 詳二	222,200株	2.44%
株式会社エスアイエル	200,400株	2.20%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	194,000株	2.13%

(注) 1. 当社は、自己株式1,632,636株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	5,300株	1名
社外取締役（監査等委員を除く）	600株	2名

(6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における（新株発行方式による）新株予約権行使及び特定譲渡制限付株式報酬による新株式の発行により、発行済株式の総数が57,000株増加しております。

3 会社役員に関する事項 (2023年6月30日現在)

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 木 章	日本社宅サービス㈱ 代表取締役社長 クラシテ㈱ 代表取締役社長 ㈱スリーS 取締役
社 外 取 締 役 独立役員	長 山 宏	公認会計士 ㈱カクシン 代表取締役 法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 特任講師
社 外 取 締 役 独立役員	亀 川 雅 人	文京学院大学副学長 経営学研究科特任教授 学校法人立教学院 理事 立教大学 名誉教授 (博士：経営学) 学校法人豊昭学園 理事 ビジネスクリエーター研究学会 顧問 日本財務管理学会 副会長
社外取締役 (常勤監査等委員) 独立役員	阿 部 嘉 彦	
社外取締役 (監査等委員) 独立役員	笹 本 憲 一	公認会計士・税理士(公認会計士笹本憲一事務所 代表) ㈱東葛ホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 日進工具㈱ 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役 (監査等委員) 独立役員	山 口 純 子	弁護士 (麹町山口法律事務所 代表)

- (注) 1. 取締役長山宏氏、亀川雅人氏及び取締役 (監査等委員) 阿部嘉彦氏、笹本憲一氏、山口純子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 笹本憲一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、阿部嘉彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役長山宏氏、亀川雅人氏及び取締役 (監査等委員) 阿部嘉彦氏、笹本憲一氏、山口純子氏を、㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けること、によって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社の持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上に当該取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとするを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、社外取締役については、基本報酬及び株式報酬を支払うこととする。

(イ) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(ウ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬である賞与は、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において、数値指標の達成度及び中期経営計画上の重点課題への取組み状況の組み合わせにより、賞与報酬支給総額の決議を、また、取締役個々人の業績への貢献度から個別の報酬額を決議し、毎年、一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

業績連動報酬に係る主な指標としては、連結の営業利益目標の達成率を選定している。加えて、定性的情報として中期経営計画上の重点課題への取組み状況を勘案する。

当該指標の選定理由は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることによる。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結営業利益7億80百万円であり、実績は連結営業利益8億65百万円でありました。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式及びストックオプションとしての新株予約権の付与とし、役職位に応じて個別の報酬額を決議し、毎年、一定の時期に支給する。

(エ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、業績に連動する変動報酬の割合が過度にならないよう設定する。

取締役会は、当該設定した種類別の報酬割合を目安に取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、業務執行取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6：2：2、社外取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝8：2とする。

(オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、独立社外取締役が過半数を占める取締役会決議において「役位ごとの基本報酬テーブル表」及び「業績連動報酬額の上限の算定方法」をあらかじめ決定するものとし、この範囲内で、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の方針を作成し、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において決定しなければならないこととする。

なお、株式報酬は、独立社外取締役が過半数を占める取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	40,862千円 (8,037千円)	25,320千円 (6,480千円)	6,492千円 (-)	9,050千円 (1,557千円)	3名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19,535千円 (19,535千円)	17,400千円 (17,400千円)	- (-)	2,135千円 (2,135千円)	4名 (4名)
合計 (うち社外取締役)	60,398千円 (27,572千円)	42,720千円 (23,880千円)	6,492千円 (-)	11,186千円 (3,692千円)	7名 (6名)

(注) 1. 当社役員の報酬については、2020年9月25日開催の第22期定時株主総会において、役員賞与を含めた取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額等を年額200,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人給与は含まない)、取締役(監査等委員)の報酬額等を年額100,000千円以内としてご承認をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名(うち社外取締役2名)、取締役(監査等委員)は3名であります。

また、同株主総会において、これらとは別枠で株式報酬型ストックオプションによる当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬として年額100,000千円以内、取締役(監査等委員)については年額50,000千円以内として、譲渡制限付株式の付与のために当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)に支給する金銭報酬の総額は、年額100,000千円以内(うち社外取締役分は10,000千円以内)としてご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名(うち社外取締役2名)、取締役(監査等委員)は3名であります。なお、譲渡制限付株式が付与される事業年度においては、短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプションの発行は行わないものとしております。

2. 上記の非金銭報酬等には、譲渡制限付株式による報酬として取締役(監査等委員を除く)3名5,561千円(うち社外取締役2名560千円)、ストックオプションとして取締役3名3,488千円(うち社外取締役2名996千円)、取締役(監査等委員)3名2,135千円(うち社外取締役3名2,135千円)が含まれております。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、決定方針に基づき独立社外取締役が過半数を占める取締役会決議においてあらかじめ決定された「役位ごとの基本報酬テーブル表」及び「業績連動報酬額の上限の算定方法」の範囲内で、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の原案を作成し、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において決定されていることから、当該決定の内容は決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであり、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当社の各社外取締役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

区分	氏名	取締役会又は監査等委員会への出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長山 宏	当事業年度の取締役会全13回中13回出席。	会社経営者及び公認会計士としての豊富な専門知識と経験に基づき、客観的な立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	亀川 雅人	当事業年度の取締役会全13回中13回出席。	大学教授としての資本コストや株主価値に関する幅広い知識と見識に基づき、客観的な立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	阿部 嘉彦	当事業年度の取締役会全13回中13回出席。 監査等委員会は全14回中14回出席。	他の上場企業における会社経営者としての実績及び常勤監査等委員としての知識・経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	笹本 憲一	当事業年度の取締役会全13回中13回出席。 監査等委員会は全14回中14回出席。	公認会計士及び税理士としての豊富な専門知識と経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	山口 純子	2022年9月の就任後に開催された当事業年度の取締役会全11回中10回出席。 監査等委員会は全11回中10回出席。	弁護士としての豊富な専門知識と経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。

(6) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性を確保し機能向上を図ることを目的として、取締役会の実効性評価を毎年実施しております。本年度（2023年6月期）の実効性評価の概要は以下のとおりです。

①本年度の評価の方法・進め方について

当社は、2020年7月1日付で持株会社に移行しグループガバナンスを強化するとともに、取締役会の監査・監督機能のさらなる強化を図るべく同年9月25日開催の当社第22期定時株主総会のご承認のもと監査等委員会設置会社に移行し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

本年度の評価の方法・進め方について2023年3月度取締役会で審議した結果、本年度は、2020年9月以降の当社ガバナンス体制及びコーポレートガバナンス・コード等に顕著な変更がなく、①これまでの各取締役の自己評価（アンケート）で比較的评价が低かった項目のうち取締役会で改めて審議した方がよいと思われる事項、及び②前年度（2022年6月期）の評価結果で記載された（継続）課題に関し、各取締役の自己評価をアンケートで確認し、これをもとに取締役会で評価することとしました。

さらに、当該アンケートにおいて、取締役会への評価のみならず、③各取締役自身に関する自己評価も実施することとしました。

上記方法・進め方のもと、各取締役による自己評価（アンケート）を実施し、その結果をもとに4月度取締役会から6月度取締役会の3回にわたり評価の審議を行いました。

②本年度の評価結果の概要と今後の課題解決に向けた取組みについて

本年度の評価結果については、取締役会における活発な意見交換のもと、前年度評価にて認識された課題への対応も含め、当社取締役会は全体として有効に機能しているとの結論に到りました。

併せて、取締役会のさらなる実効性向上にあたり、執行状況の共有と監督については今後も継続課題として確認いたしました。

・執行状況の共有と監督に関するさらなる実効性向上

当社グループは、持株会社体制及び監査等委員会設置会社として執行と監督の分離を進め、監督に重きを置く当社取締役会は、執行状況の共有と監督の在り方について、過年度より重要なテーマとして強化を図ってきております。

今後も、現行中期経営計画（「NEXT STANDARD 2025」）最終年度となる2025年6月期に向け、引き続き、中期経営計画に基づく重要施策の進捗や見通し、投資への監督等、執行状況の共有と監督に努めるとともに、本年度の評価を踏まえつつ、以下の取組み等により、さらなる実効性の向上と、企業価値の向上に努めます。

- (1) 中期経営計画上の重要施策等を継続確認・審議事項として毎取締役会で取り上げ、継続的に進捗をトレースできるようにする。
- (2) グループ各社の執行報告の在り方を仕組化し、毎月の各社経営会議における報告から効率的に当社取締役会による監督に資する情報が提供されるようにする。
- (3) 各取締役の就任時期・在任期間等も踏まえ、該当の取締役会議題に係る過去取締役会での審議・報告内容や事前情報及びアーカイブを充実し、実質審議のさらなる活性化を図る。
- (4) 議題の選定と審議時期等についてさらなる工夫を図る。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、過年度の監査計画による監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び当社の事業規模並びに業務の特性等を勘案し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項に基づき同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定について株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第37条）を定款に定めておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

当社は、企業基盤の中長期的な安定に資する内部留保の充実と株主の皆様への利益還元を経営上の重要な政策と位置づけ、今後の事業展開等を勘案して配当金額を決定することを基本方針としております。また、株主還元につきましては、安定的な配当の継続に努めるとともに、D O E（連結株主資本配当率）4.0%以上（2025年6月期に向けては5.0%以上）を目標としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績動向に加え、内部留保の累積状況や資金需要動向等を総合的に勘案し1株当たり19円とし、年間配当金は1株当たり37円（中間配当を含む。）となる予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年6月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,461,698
現金及び預金	4,762,731
売掛金及び契約資産	386,253
未収入金	209,843
営業立替金	1,367,897
商品	1,953
販売用不動産	199,406
仕掛品	4,422
貯蔵品	10,319
その他	522,695
貸倒引当金	△3,823
固定資産	2,610,527
有形固定資産	206,798
建物	94,948
工具器具備品	29,647
土地	80,627
リース資産	1,574
無形固定資産	418,624
ソフトウェア	163,415
ソフトウェア仮勘定	244,263
その他	10,945
投資その他の資産	1,985,105
投資有価証券	1,645,527
繰延税金資産	98,672
その他	240,905
資産合計	10,072,226

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,045,770
買掛金	180,777
未払金	305,038
未払法人税等	142,139
契約負債	356,857
営業預り金	796,469
預り金	55,943
賞与引当金	53,958
役員賞与引当金	9,346
株主優待引当金	7,348
その他	137,890
固定負債	590,249
退職給付に係る負債	187,240
繰延税金負債	403,009
負債合計	2,636,020
純資産の部	
株主資本	6,283,089
資本金	988,033
資本剰余金	742,983
利益剰余金	5,739,269
自己株式	△1,187,197
その他の包括利益累計額	1,000,932
その他有価証券評価差額金	1,000,932
新株予約権	152,184
純資産合計	7,436,206
負債・純資産合計	10,072,226

(単位：千円)

連結損益計算書 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		8,347,243
売上原価		6,256,180
売上総利益		2,091,063
販売費及び一般管理費		1,225,789
営業利益		865,273
営業外収益		
受取利息及び配当金	40,148	
受取手数料	831	
補助金収入	1,914	
その他	1,485	44,380
営業外費用		
支払利息	462	
支払補償費	3,778	
その他	1,224	5,465
経常利益		904,188
特別利益		
固定資産売却益	9,626	
新株予約権戻入益	4,129	13,755
特別損失		
固定資産除却損	27	
投資有価証券評価損	128,000	128,027
税金等調整前当期純利益		789,916
法人税、住民税及び事業税	261,057	
法人税等調整額	42,779	303,836
当期純利益		486,079
親会社株主に帰属する当期純利益		486,079

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年6月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,484,194
現金及び預金	2,948,681
未収入金	93,311
未収還付法人税等	402,655
貯蔵品	936
前払費用	14,955
短期貸付金	5,000
その他	18,716
貸倒引当金	△63
固定資産	3,588,540
有形固定資産	12,508
建物	9,817
工具器具備品	2,691
無形固定資産	2,615
商標権	2,000
その他	614
投資その他の資産	3,573,416
投資有価証券	1,645,527
関係会社株式	1,823,261
敷金及び保証金	104,627
資産合計	7,072,734

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	155,228
未払金	91,248
未払費用	6,290
未払法人税等	5,750
預り金	2,506
賞与引当金	27,194
役員賞与引当金	6,492
株主優待引当金	7,348
その他	8,396
固定負債	495,628
預り保証金	92,619
繰延税金負債	403,009
負債合計	650,856
純資産の部	
株主資本	5,268,453
資本金	988,033
資本剰余金	742,983
資本準備金	735,282
その他資本剰余金	7,700
利益剰余金	4,724,634
その他利益剰余金	4,724,634
繰越利益剰余金	4,724,634
自己株式	△1,187,197
評価・換算差額等	1,001,239
その他有価証券評価差額金	1,001,239
新株予約権	152,184
純資産合計	6,421,878
負債・純資産合計	7,072,734

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		1,423,510
営業費用		742,172
営業利益		681,337
営業外収益		
受取利息及び配当金	42,313	
その他	435	42,749
営業外費用		
支払利息	405	405
経常利益		723,681
特別利益		
新株予約権戻入益	4,129	4,129
特別損失		
投資有価証券評価損	128,000	128,000
税引前当期純利益		599,810
法人税、住民税及び事業税	3,604	
法人税等調整額	39,127	42,731
当期純利益		557,078

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

サンネクスタグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 金子 靖
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤岡 義博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンネクスタグループ株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンネクスタグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

サンネクスタグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 金子 靖
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤岡 義博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンネクスタグループ株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月17日

サンネクスタグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 阿部嘉彦 ㊟

監査等委員 笹本憲一 ㊟

監査等委員 山口純子 ㊟

(注)監査等委員 阿部嘉彦、笹本憲一及び山口純子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

投資家の皆様との対話

投資家の皆様との対話を強化すべく様々なツールをご用意しています。

▶ 中期経営計画特設サイト

特設サイトでは、中期ビジョン実現への想いや中期経営計画達成に向けた活動状況を掲載しています。

- URLはこちら
<https://www.sunnexta.co.jp/nextstandard/>
- 携帯・スマートフォンからアクセスする方はこちら



▶ サステナビリティサイト

当社グループでは、持続可能な社会の実現に向けた活動を強化してまいります。
当社グループの活動を掲載した専用サイトを新たに開設しました。ぜひご覧ください。

- URLはこちら
<https://www.sunnexta.co.jp/sustainability/>
- 携帯・スマートフォンからアクセスする方はこちら



▶ IRメールマガジン

IRメールマガジンは最新のニュースリリース等のIR情報をEメールにてタイムリーにお知らせするサービスです。
メールアドレスをお持ちの方ならどなたでも無料でご登録いただけますので、ぜひご利用ください。

- ご登録サイトのURLはこちら
<https://rims.tr.mufig.jp/?sn=8945>
- 携帯・スマートフォンからアクセスする方はこちら



▶ IRに関するお問い合わせ先

サンネクスタグループ株式会社 総務グループ TEL:03-5229-8839
受付時間:9:00~17:30(平日のみ)



中期経営計画における計画値の見直しについて

2020年7月21日に公表しました2021年6月期を初年度とする5か年の中期経営計画「NEXT STANDARD 2025」において、足元における事業環境等を踏まえて精査した結果、計画値の見直しを行うことといたしました。

	2021年6月期	2023年6月期	2025年6月期	
	実績	実績	当初目標	修正目標
連結売上高	8,519百万円	8,347百万円	14,000百万円	10,000百万円
連結営業利益	836百万円	865百万円	2,100百万円	1,000百万円
売上高営業利益率	9.8%	10.4%	15%以上	10%以上
EPS (1株当たり当期純利益)	53.84円	53.41円	133円	70円以上
ROE (株主資本利益率)	6.7%	6.4%	10%以上	9%以上
DOE (株主資本配当率)	4.0%	4.4%	5%以上(変更なし)	
TSR (株主総利回り)	149.6%	152.1%	200%以上	120%以上

▶ 見直しの理由

当社グループは、中期経営計画「NEXT STANDARD 2025」において、最終年度の2025年6月期に向け、「アウトソーシング領域の拡大」と「オペレーションの変革」の取り組みを進めておりますが、当社グループを取り巻く事業環境が当初計画策定時から大幅に変化いたしました。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済の停滞が想定よりも長引いたことにより、新規受注活動が停滞した他、一部企業の委託先や委託内容の見直しにより、ストック売上の積み上げが想定を下回る進捗となりました。これに加え、システム開発の遅延により、新たなサービスの開発や社内の生産性を向上させるデジタル化の取り組みにも遅れが生じております。

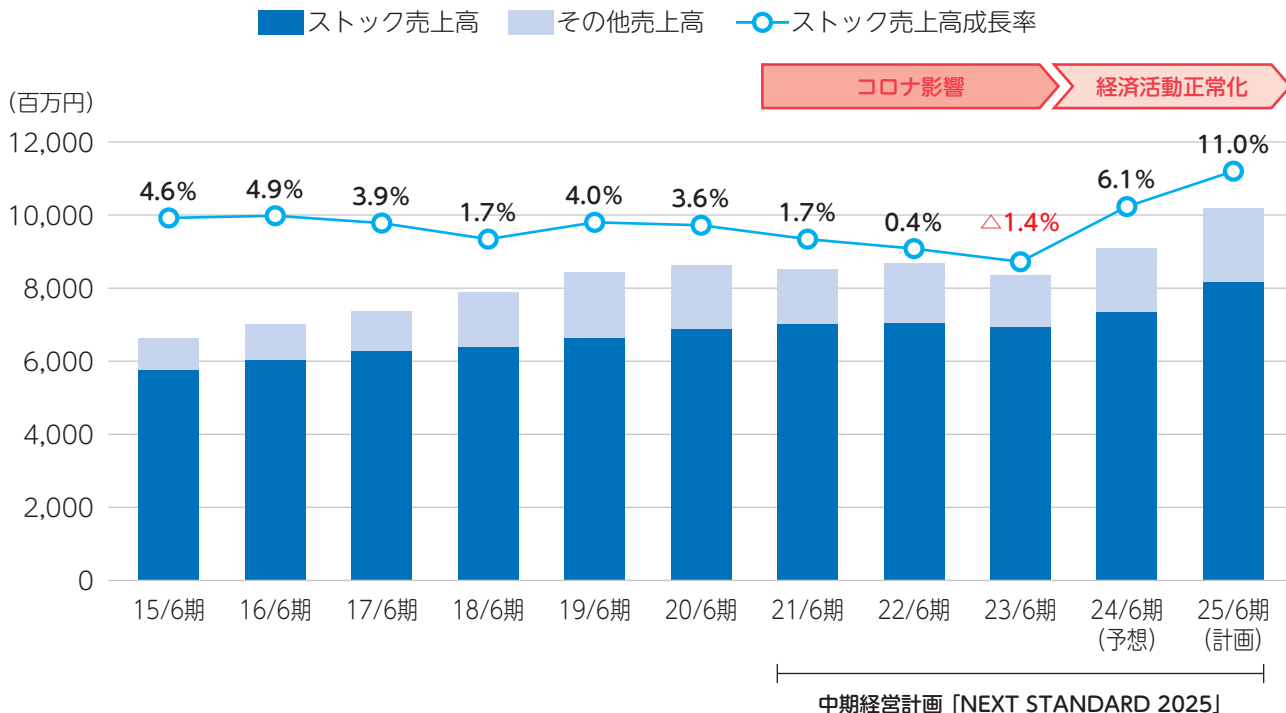
また、人件費の高騰や採用環境の悪化、働き手の価値観の変化のスピードが想定を上回り、人的な投資を積極的に行う必要性が高まっていることを踏まえ、将来的に予定していた報酬改善や事業所移転、社内ツールの見直しなど、人材に関する投資を前倒しで実施する計画としております。

その結果、中期経営計画で掲げた取り組みの進捗は図れているものの、売上及び利益成長には当初想定した以上に時間を要することが見込まれることから、中期経営計画の最終年度(2025年6月期)の数値目標を上記のとおり見直すことといたしました。

中期経営計画における計画値の見直しについて

▶ ストック売上高の推移と見込み

2025年6月期に向けては、ストック売上の回復が十分に見込まれ、足元では中期ビジョンに向けた取り組みの成果が段階的に発揮し始めていることから、引き続き、中期経営計画の取り組みを推進してまいります。



東証プライム市場からスタンダード市場への移行（2023年10月20日～）

現在当社は東証市場区分におけるプライム市場に上場しておりますが、プライム市場上場維持基準を安定的・継続的に充足する状態が保てなかった場合には上場廃止リスクもあることから、当社の株主の皆様が不安を持つことなく安心して当社株式を保有・売買できる環境を整えることが重要であると判断し、当社は、2023年10月20日よりスタンダード市場へ移行することを決定いたしました。

なお、当社はスタンダード市場へ移行いたしますが、2021年12月20日に提出した「新市場区分の上場維持基準への適合に向けた計画書」並びにその中核をなす中期経営計画における主要施策・取り組みは変更せず、また、今回の選択に留まらず、将来に向けてプライム市場に相応しい企業を目指し、積極的な情報開示や高いガバナンス水準の維持に努めるとともに、持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

会場ご案内図

会場

ホテルグランドヒル市ヶ谷 (東館) 3階 瑠璃 (るり) の間

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町4番1号

▶ 株主総会に関するお問合せ先

サンネクスタグループ株式会社 総務グループ 電話番号：03-5229-8839 (受付時間 平日9:00~17:30)



交通のご案内

- 東京メトロ南北線・有楽町線「市ヶ谷駅」7番出口 から徒歩3分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口 から徒歩3分
- JR総武線「市ヶ谷駅」から徒歩3分

※駐車場に限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

